

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第九号
環境省

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年農林水産省、経済産業省、告示第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
第2 経営力向上の実施方法に関する事項	<p>1 [略]</p> <p>2 要件</p> <p>イ 現に有する経営資源を利用する場合</p> <p>労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができる。</p> <p>地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。</p> <p>注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人あたり年間就業時間を乗じたもの。）で除したものとす。</p> <p>ロ) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合</p> <p>(1) 事業承継の促進</p> <p>当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。</p>	<p>第2 経営力向上の実施方法に関する事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 経営指標</p> <p>労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができる。</p> <p>地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。</p> <p>注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人あたり年間就業時間を乗じたもの。）で除したものとす。</p>

[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画の作成 ・部門別教育体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 主権する研修会等を活用した多様な人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・商品の生産若しくは販売又は業務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせるに一体的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の生産若しくは販売又は業務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせるに一体的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせるに一体的に活用

[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画の作成 ・部門別教育体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 活用した多様な人材育成

II 小売業

現に有する又は他の事業者から取得した又は提供された経営資源に関し、一のイからホまでに掲げる事項を、二の表の上欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表下欄に掲げることにより、実施することとする。

一 実施内容

事業者は、その経営戦略に応じ、次に掲げる事項を組み合わせることで実施することが効果的であることに留意する。特に中小企業は、その取組方法についても、負担が少なくなるよう、他社と連携し、若しくは共同し、又は他の事業者から事業承継等を行うことにより取り組むことも効果的であることに留意する。

イ〜二 「略」

ホ 経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用する。

二 規模別の整理

一のイからホまでに掲げる経営力向上の内容に関する事項について、規模別に分類すると、次の表のとおりである。当該事業者が掲げる労働生産性の目標値を達成するため必要と認められる事項について、選択して取り組むことが求められる。

	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]
			[略]	[略]
			<p>人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 	<p>経営資源の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせる教育

II 小売業

一のイから二までに掲げる事項を、二の表の上欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表下欄に掲げることにより、実施することとする。

一 実施内容

〔新設〕

イ〜二 「略」

〔新設〕

二 規模別の整理

一のイから二までに掲げる経営力向上の内容に関する事項について、規模別に分類すると、次の表のとおりである。当該事業者が掲げる労働生産性の目標値を達成するため必要と認められる事項について、選択して取り組むことが求められる。

	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]
			[略]	[略]
			<p>人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 	

<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの取組獲得 ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した仕入交渉力の獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務作業のIT化 ・IT又はロボットの活用による棚卸作業の効率化 ・業務の外注 ・POSシステム、FSP等によるデータ分析 ・スマートホンアプリを用いた販促 ・製造業における知見の活用 ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した仕入交渉力の獲得 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 ・店長人材の育成 ・店舗間での成功事例の共有 ・人材育成、人事制度、採用・任用制度の整備 ・現場からの意見の集約 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の生産若しくは販売又は業務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせることで一体的に活用 		

<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの取組獲得 ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した仕入交渉力の獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務作業のIT化 ・IT又はロボットの活用による棚卸作業の効率化 ・業務の外注 ・POSシステム、FSP等によるデータ分析 ・スマートホンアプリを用いた販促 ・製造業における知見の活用 ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポランタリーチェーン等のネットワークを活用した仕入交渉力の獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 ・店長人材の育成 ・店舗間での成功事例の共有 ・人材育成、人事制度、採用・任用制度の整備 ・現場からの意見の集約

〔略〕

〔略〕

・事務作業の
 I T化
 ・POSシス
 テム、FS
 P等による
 データ分析
 ・スマートホ
 ンアプリを
 用いた販促
 ・無人レジの
 導入
 ・プロセスセ
 ンター、セ
 ントラル
 キッチン等
 の一括処理
 拠点の活用
 ・自動発注の
 導入
 ・I T又はロ
 ボットの活
 用による棚
 卸作業の効
 率化
 ・業務の外注
 化
 ・製造業にお
 ける知見の
 活用
 ・事業者の規
 模を活かし
 た仕入交渉
 (必要に応
 じてボラ
 ンタリー
 チェーンを
 活用)
 ・省エネル
 ギーの取組

〔略〕

・地域の支援
 機関等との
 連携による
 研修
 ・経営理念の
 共有
 ・マニュアル
 に記載され
 た対応以外
 の適切な対
 応を可能と
 する教育
 ・店長人材の
 育成
 ・店舗間での
 成功事例の
 共有
 ・人材育成、
 人事制度、
 採用
 ・任用制度の
 整備
 ・現場からの
 意見の集約

・商品の生産若
 しくは販売又
 は役務の提供
 の方法を効率
 化するため、
 現に有する経
 営資源及び他
 の事業者から
 取得した又は
 提供された経
 営資源を有効
 に組み合わせ
 て一体的に活
 用

〔略〕

〔略〕

・事務作業のI
 T化
 ・POSシステ
 ム、FSP等
 によるデータ
 分析
 ・スマートホ
 ンアプリを用い
 た販促
 ・無人レジの導
 入
 ・プロセスセ
 ンター、セン
 ラルキッチン
 等の一括処理
 拠点の活用
 ・自動発注の導
 入
 ・I T又はロ
 ボットの活用
 による棚卸作
 業の効率化
 ・業務の外注化
 ・製造業にお
 ける知見の活
 用
 ・事業者の規模
 を活かした仕
 入交渉(必要
 に応じてボ
 ランタリー
 チェーンを活
 用)

〔略〕

・地域の支援機関等
 との連携による研
 修
 ・経営理念の共有
 ・マニュアルに記載
 された対応以外の
 適切な対応を可能
 とする教育
 ・店長人材の育成
 ・店舗間での成功事
 例の共有
 ・人材育成、人事制
 度、採用・任用制
 度の整備
 ・現場からの意見の
 集約

<p>第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雇用への配慮</p> <p>国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。</p> <p>3 地域経済の健全な発展</p> <p>国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等を促進するものとする。</p> <p>4 8 [略]</p>	<p>第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雇用への配慮</p> <p>国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>3 7 [略]</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。